

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

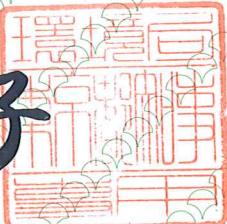
住所 東京都葛飾区東立石三丁目5番1号

氏名 高嶺清掃株式会社  
代表取締役 阪田 通泰

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 令和 3年 4月 1日

許可の有効年月日 令和 8年 3月 31日

## 1 事業の範囲

## (1) 業の区分

収集・運搬（積替え保管を含む。）

## (2) 産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鉛さい、がれき類

（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

（以上15種類）

## (3) 積替え保管できる産業廃棄物の種類（積替え保管に係る限定は裏面のとおり）

汚泥、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず

（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

（以上4種類）

## 2 積替え保管施設（施設詳細は裏面のとおり）

施設所在地：東京都葛飾区東立石三丁目5番1号

## 3 許可の条件

(1) 積替え保管施設の作業時間は、原則として8時から17時までとすること。

(2) 積替え保管を行う産業廃棄物の搬出は全て自ら行うこと。

(3) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。

(4) 積替え保管は都の承認を得た方法により行うこと。

## 4 許可の更新・変更の状況

平成 3年 4月 1日 新規許可

令和 3年 4月 1日 更新許可 第6回

## 5 積替え許可の有無

無

## 6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

無

（裏面あり）

## 2 積替え保管施設

施設所在地：東京都葛飾区東立石三丁目5番1号

積替え保管面積：2135.52m<sup>2</sup> 最大保管高さ：2.4m

産業廃棄物の種類	保管量
汚泥、金属くず（廃乾電池（水銀使用製品産業廃棄物を除く。）に限る。）	プラスチックコンテナ3個： 0.15m <sup>3</sup>
汚泥、金属くず（廃水銀電池、廃空気亜鉛電池（いずれも水銀使用製品産業廃棄物）に限る。）	プラスチックコンテナ1個： 0.05m <sup>3</sup>
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（廃蛍光ランプ、廃HIDランプ、廃放電ランプ（いずれも水銀使用製品産業廃棄物）に限る。）	45Lプラスチック容器 2個： 0.09m <sup>3</sup>
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（廃蛍光ランプ（水銀使用製品産業廃棄物）に限る。）	木製ケース 2個： 1.35m <sup>3</sup>
保管量合計 : 1.64m <sup>3</sup>	

(以下余白)